

光市病院局公告第12号

公募型プロポーザル方式に基づく「光市立光総合病院内託児所運営委託業務」に関して、次のとおり公告する。

令和3年10月15日

光市病院事業管理者 桑田 憲幸

1 件名

光市立光総合病院内託児所運営委託業務

2 提案を求める業務の概要

光市立光総合病院の院内保育に関わる業務

3 業務場所

光市立光総合病院内託児所「虹っこらんど」

4 契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（長期継続契約）

※ただし、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に、現受託業者による引き継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎに係る費用は新受託者負担とする。）

5 選定方法等

企画提案方式（公募型プロポーザル方式）とし、院内保育業務の企画提案書等及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価した上で、事業者を選定する。

提出された申請書類に基づき参加希望者の参加資格審査（一次審査）を行う。一次審査にて業務提案者に選定された者に、業務提案書及び見積書の提出を求め、本業務に対するプレゼンテーションを実施したうえで、最優秀企画提案者の審査（二次審査）を行う。

6 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成

11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 別紙「光市立光総合病院内託児所運営委託業務仕様書」に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。
- (4) 200床以上の病院において、院内保育業務の委託実績があること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成11年法律第225号)第2条第2項に規定する暴力団をいう)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。

7 一次審査参加手続き等

一次審査参加希望者は、次の申請書類を提出しなければ、本プロポーザルへの参加は認められない。

なお、参加に必要な書類については、当院ホームページ (<http://hikari-hosp.jp/>) から入手するものとする。

(1) 申請書類

- ア 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 会社概要(様式第2号)
- ウ 院内保育業務実績調書(様式第3号)
- エ 使用印鑑届(原本)
- オ 登記事項証明書 ※ コピー可
 - (ア) 本社を管轄とする法務局が発行する証明書
 - (イ) 受付日において発行から3箇月以内のものであること。

(2) 提出期限

令和3年11月4日(木) 午後5時まで

提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く午前8時15分から午後5時00分まで

(3) 提出場所及び問合せ先

〒743-8561

山口県光市光ヶ丘6番1号

光市立光総合病院 総務課 担当: 中所(なかじよ)

電話 0833-72-1001

FAX 0833-72-6018

電子メール hkr-gyoumu@hospital.city.hikari.lg.jp

(4) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したのものに限る。

(5) 提出部数

1 部

8 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）参加手続き

（1）企画提案書

ア 本企画に関する提案

イ 企画提案に関する見積り

（2）提出期限

令和3年11月19日（金）午後5時まで

提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く午前8時15分から午後5時00分まで

（3）提出場所及び問合せ先

7の（3）に同じ

（4）提出方法

7の（4）に同じ

（5）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）実施日時

令和3年11月26日（金）午後2時から

場所 光市立光総合病院 1階講堂

開始時間は別途通知する。

所要時間は20分程度を予定。

（6）提出部数

提案書 6部（正本1部 副本5部、電子データ1部）

運営費見積書 1部（正本1部）

9 契約手続き

二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）で選定された最優秀企画提案者と審査時の提出書類を参考に契約内容及び契約金額等に関する契約交渉を行い、合意に達した後に契約を締結する。ただし、当該委託候補者と契約交渉が不調の時は、次点の者から順に契約締結の交渉を行う。

10 その他

参加表明にあたり要する経費は参加者の負担とする。